

ばれっと

2012
4月
No.152

サポセン
ひとコマ

じっくり相談おまかせください



▲サポセン3階の「交流・連携すすむスペース」にて、
団体さんから近況を伺うサポセンスタッフ。
詳しくは6ページへ！

●○目次○●

- P2~3 特集 NPO法が改正されました
- P4 震災関連 せんだい市民カフェ
- P5 まだ*これ シニア横丁日記 野中廣海さん
- P6 市民活動サポートセンターからのお知らせ

特集

特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されました



今年度から「改正NPO法が施行されます」って聞いたんだけど、何がどう変わるの？私たちの活動に影響はあるかしら？

いい質問ですね！
では早速、改正された点を確認していきましょう。



NPO法人スタッフのA子さん(仮)▲

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が制定されて12年余り。阪神・淡路大震災後に市民活動を支援する新たな制度として生まれたNPO法は、奇しくも東日本大震災後に、大きく改正されました。

今回のNPO法改正は、多様化する社会のニーズに対するNPOの役割を再確認し、NPO法人など「新しい公共」の担い手への市民の参画や寄付を促進するための制度が充足されました。制度の使いやすさと信頼性の向上を軸とした今回の改正の概要をお知らせします。

● 認証制度に関する見直し

[1] 活動分野の追加

NPO法第2条の別表に記載されている活動分野が17分野から20分野に増えました。

★印が新たに追加された3分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. **観光の振興を図る活動 ★**
5. **農山漁村又は中山間地域の活動を図る活動 ★**
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. **前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 ★**

[2] 所轄庁の変更

法改正により、一部の法人（以下の①②に該当する法人）の所轄庁が変更になりました。

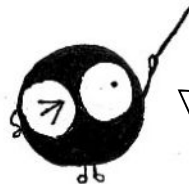
- ①2以上の都道府県に事務所を置く法人
内閣府→主たる事務所の属する都道府県
- ②1の政令指定都市内にのみ事務所を置く法人
都道府県→政令指定都市

これに基づき、4月1日より、仙台市にのみ事務所を置く法人の所轄庁が、宮城県から仙台市に変更されました。

私たちの法人は仙台市内にのみ事務所があるから、今年度からは仙台市が「所轄庁」になるわけね。申請の書類を出し直したりしなければいけないの？



旧所轄庁（宮城県）から書類が引継がれるので、改めて提出する必要はありません。今年度から書類（報告書等）の提出先・相談先が仙台市になるということです。



[3] 認証制度の柔軟化及び簡素化

① 縦覧期間中の補正

縦覧開始から1ヶ月以内に限り、所轄庁の条例で定める申請書類中の軽微な不備の補正が可能になりました。

② 社員総会の決議の省略

理事又は社員が社員総会の議案を提案した場合に、社員全員が書面又は電磁的記録（CD-Rなどの磁気媒体に記録したもの）で同意の意思表示をした時は、この提案を可決する社員総会があったとみなすことができるようになりました。

③ 理事の代表権の制限

定款で理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できないとする法の規定が削除されたとともに、定款で理事長など特定の理事が代表権を持つ定めをおいている場合は、その特定の理事のみが登記されることとなりました。

※現在の定款内容によって、登記事項を変更しなければならない場合があります。詳しくは仙台法務局へお問合せください。

④ 定款を変更する際に届出のみで足りる事項の拡大

定款を変更する際に、所轄庁への届出のみで足りる事項について、新たに次の事項が追加されました。

- ・ 役員の定数に関する事項
- ・ 会計に関する事項
- ・ 事業年度
- ・ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
- ・ その他、法令上定款に記載することが義務付けられていない事項

⑤ 解散公告の簡素化

解散時の債権者への債権の申し出に係る公告（官報）の回数が、「少なくとも3回」から「少なくとも1回」に簡素化されました。

[4] 信頼性向上のための措置の拡充

① 認証後未登記団体の認証の取消し

設立認証を受けた日から6ヶ月を経過しても、法務局での設立登記をしない時は、所轄庁は設立認証を取り消すことができるようになりました。

② 会計書類の改正

法人が作成する会計書類のうち、収支計算書を活動計算書に改めるとともに、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に関する会計書類について、1枚の計算書で区分整理することが可能となりました。

また、これに合わせ、設立申請時に作成する収支予算書が、活動予算書に改正されました。

③ 情報開示の充実

法人の主たる事務所に加え、従たる事務所においても事業報告書等の閲覧が義務化されました。

また、法人及び所轄庁における閲覧書類に「最新の役員名簿」が追加されました。

● 新認定制度の創設

[1] 認定NPO法人制度の拡充

① 認定事務に関する申請窓口の変更

認定事務に関する申請窓口が従来の「国税庁」から「都道府県・指定都市」へ変更されました。

② 認定基準の緩和

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準「パブリック・サポート・テスト（PST）基準」が緩和され、これまでの相対値基準だけでなく、次の2つの要件が追加されました。

■ 絶対値基準

実績判定期間における判定基準

寄付者（年間3,000円以上の寄付をした者）が年平均で100人以上いること。

■ 個別の条例指定

その法人事務所が所在する地方公共団体の条例により、個人住民税の寄付金税額控除となる法人として個別に指定を受けていること。

[2] 仮認定制度の導入

新たに設立されたNPO法人（設立から5年以内）が、仮認定基準に該当する場合は、所轄庁の仮認定を受けることができるようになりました。仮認定を受けたNPO法人に対する寄付者は、認定NPO法人と同様の寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

※実績判定期間（2事業年度）における「PST基準」を除く認定NPO法人の基準を満たしていることが条件となります。

※法施行後3年間は、経過措置として設立後5年を超えたNPO法人も適用されます。

認定NPO法人になるには、PSTを満たしていれば、それだけでいいのかしら？



認定NPO法人の認定を受けるには、PSTの他にも満たしていなければならない要件があります。詳しく知りたい方はサポセンまで！



● 仙台市の担当課

市民局 市民協働推進部 市民協働推進課

【連絡先】 〒980-0802

仙台市青葉区二日町1-23

二日町第四仮庁舎2階

（アーバンネット勾当台ビル）

TEL: 022-214-1080

<http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/np/>

震災関連 復興への歩み

第3回

せんだい市民カフェ



▲第2部車座フリートークの様子(仙台市HPより)

仙台市と仙台市市民公益活動促進委員会が主催する「せんだい市民カフェ」は、仙台のまちづくりについて、多くの皆さんと語り合い、“何ができるか”を考える場として開催されています。今回は、「企業×地域・NPO=復興∞（無限大）」をテーマに、企業が震災後に取り組んできた、復興に向けた活動事例を手がかりにしながら、これからさらに企業の力をまちづくりに生かしていくためにはどうしたらよいか、参加者の皆さんで語り合いが行われました。

第1部 復興に向けた企業の取り組み報告

震災後、企業が復興に向けて取り組んできた4つの活動事例のご報告がありました。

■キリンビール株式会社 仙台工場 只野京子さん これからも東北で～地域とのコミュニケーション強化の取り組み

仙台工場は宮城野区の仙台港近くにあり、発災当日は2.5mの津波が押し寄せ、ビールの貯蔵タンク4基が転倒。工場見学等のお客様と従業員合わせて約500人が工場内の上階に避難し、津波からの難を逃れたとのことでした。震災以降お客様にいただいた多くの励ましに感謝し、引き続き地域に工場内の施設を開放するなどして、地元コミュニティの強化と、人と人との絆を育むことを主眼とした独自の被災地支援活動を続けていくことにしています。

■凸版印刷株式会社 小池弘恭さん 本を通じた交流で人を繋ぐブックワゴン

仙台市内14箇所の仮設住宅に対し、2台の車両で毎週決まった曜日・時間に移動図書館を巡回する活動を昨年7月より開始。被災された方々の精神面でのサポートを「本」を通じて行うプロジェクトを若手社員を中心に実施してきました。本の貸し出しだけでなく、会話やふれあいを重視した継続した活動は、仮設住宅に住む方同士、また近隣の方々との「交流できる」場を提供する大きな役割を果たしました。社員124名が交代で運営に参加したことが、長期にわたる支援活動を継続させる鍵となりました。

$$\text{企業} \times \text{地域} = \text{復興} \infty$$

無限大
NPO

日時:平成24年3月17日(土)13:00～16:00
会場:仙台市市民活動サポートセンター 市民活動シアター
コーディネーター:みやぎ連携復興センター 真壁さおりさん

■株式会社ファミリア 藤澤明弘さん
東日本大震災における支援活動の軌跡から『環境・福祉・防災による復興プロジェクト』へ
素早くマルシェ・ジャポンを実施運営するなど、食糧支援や物資支援などを行ってきました。震災直後の支援活動から生きる力の育成に力をいれると同時に、震災後徐々に「働くこと」の重要性が求められるようになると、被災者の雇用創出のための、東北元気玉弁当プロジェクトや、継続可能な社会システムを目指し、この春オープン予定の6次産業モデルファームの準備をしています。

■株式会社プレスアート 川元茂さん
ともにPROJECTのいままでとこれから
被災地仙台・宮城とともに歩んできた企業として、復興のために何かしたいという思いから「ともにプロジェクト」が発案しました。ユーメディアグループあがての募金活動、仙台シティエフエムラジオ3では、震災直後から災害放送を開始し、地元の生活情報など細やかな情報発信を続けました。せんだいタウン情報S-styleでは、報道とは違う視点で街の情報を伝える使命感から刊行を継続。また、WEBサイトを利用したmachikoなどで情報発信を中心とした復興支援を展開しています。

第2部 車座フリートーク

企業の力をまちづくりに生かすためにはどうしたらよいか、地域やNPOとの連携を切り口に参加者全員で語り合いが行われました。

フリートークは、グループごとに参加者が報告者1人を囲む形式で、笑いも交えながら和やかに行われました。質問も積極的にされ、中には身を乗り出して話を聞いている方や、移動して複数のグループで話を聞いている方もいらっしゃいました。

企業は、地域経済復興の重要な担い手です。しかし、企業単体ではできないこともあります。地域・NPO・行政等がつながり、協力していくことが地域の復興において重要です。(葛西淳子・菅野祥子)

まだまだ、これから！50歳代後半からのセカンドライフを応援します。「シニア横丁」は、セカンドライフに意欲を燃やす人や情報が集まる場所。これから新しい一歩を踏み出そうとしている方は、ちょっと寄ってみませんか。先輩たちは、どんな一歩を踏み出したのか、こっそり聞いてみましょう。さて、今回ご紹介する方は…

まだ*これ シニア横丁日記

趣味を生かして ボランティア活動

趣味のマジックを生かして、地域に貢献したいと考えた野中廣海さん。自衛隊を定年退職してから、再就職、再々就職し、仕事を続けるかたわら、趣味であるマジックの技を磨いてきました。そして、活動の場を求めて、現在、まちづくり出前講座「やさしい手品入門教室」の講師をつとめ、また、児童館や子ども向けイベントなど地域での活動を展開中。その野中さんに、ボランティア活動実現までの道のりをお伺いしました。



のなかひろみ
野中廣海さん（69歳）

▶▶子どもも大人も思わず無中に

「あーら、不思議〜」1本のロープに、結んであった結び目がほどけたり、またもや結ばれたり、移動したり、「わー、すごい！それ、教えて」というと、惜しげもなくタネ明かし。だけど、1回や2回の練習ではなかなかうまく行きません。野中さんの手品入門教室は、身近にある材料や、手作りの道具を使っての手品。誰でもできるように、そう容易ではありません。

得意の手品を、最初は会社の宴会などで披露していたのですが、しだいにもっと皆を子どもたちを喜ばせたいと考えるようになったそうです。そんな時、シニア活動支援センターにご相談にいらしたのです。スタッフのアドバイスを受けながら、どんどん自ら活動の場を開拓していきました。

▶▶情報を収集しよう！

野中さんが大事に考えていることはまず、情報をたくさん収集すること。手品のネタは、図書館に通い紙工作、手品工作に関係する本から資料を集めたり、通信販売等で手品工作の情報を入手したりし、10年余りをかけてコツコツ集めたのだそうです。現在そのレパートリーは、100種類を越えるというからすごいです。

▶▶目標を立てて練習しよう！

その次は、目標を立てて練習すること。お住まいや仕事場近くの児童館、図書館、保育所等と活

動する機会と場所を一つずつ広げていけました。発表する場ができると、その準備と練習に熱が入るのは言うまでもありません。

▶▶お金をかけずに工夫しよう！

そして、お金をかけずに工夫すること。野中さんのマジックの特徴は、誰にでも手に入り身近な材料や、リサイクルの素材を活用した道具を手づくりしていることです。そうして、工夫し考えることがまた楽しく、手品の実演といっしょに紙工作で手品の道具を作るという独自のスタイルが出来上がっていきました。

▶▶好きこそ継続とやる気のみなもと

今年の8月で最後の職場も定年を迎えるとお聞きしたので、これからますますマジックに没頭できるかと思いきや「仕事が休みの日や昼休みなどを遣り繰りしながら、両立することにやりがいがあったからねえ」とちょっと寂しそう。

でも、好きなことをやりながら、子どもたちに喜んでもらえるのは嬉しいこと。児童館に何回か通ううちに、すっかりお馴染みになって、子どもたちは、「今度は、何をつくるのかな」と“てじなおじさん”の来る日を心待ちにしているそうです。あざやかな手品の腕前に、子どもたちはいっぺんに魅了されてしまうのでしょうか。「好きだからこそ続けてこられたんです」と、にこやかに語る野中さん。今後ますますのご活躍を期待しています。

(葛西淳子)

市民活動サポートセンターからのお知らせ

相談・つながるサロン開設！

平成24年度、市民活動サポートセンターは、市民活動やシニア活動の支援強化を目的とし、相談機能を充実させてまいります。これまで、別々だった市民活動サポートセンターとシニア活動支援センターの相談窓口をひとつとし、じっくりご相談いただける環境を整えました。

このようなご相談はおまかせください

- ・市民活動団体の立ち上げ、法人格の取得
- ・団体運営、組織運営
- ・復興支援活動
- ・企業の社会貢献活動
- ・シニア活動、セカンドライフ相談 など

相談受付時間

平日：午前10時～午後8時
日曜・祝日：午前10時～午後5時

■お問合せ

022-212-3010（仙台市市民活動サポートセンター）
022-217-3983（仙台市シニア活動支援センター）



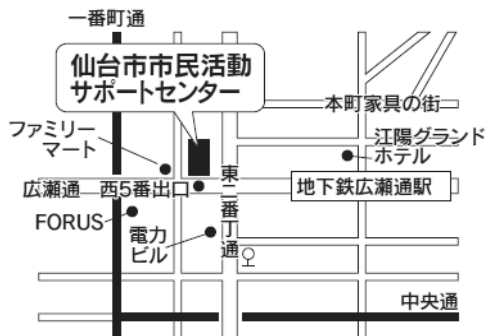
■ 仙台市市民活動サポートセンターとは

さまざまな分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設です。

■ 仙台市シニア活動支援センターとは

これまで同様、シニア世代の地域・社会参加活動を応援していきますので、お気軽にお問合せください。

■ 案内図



○当施設に駐車場・駐輪場はございません。お車や自転車でご来館される方は、周辺有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

注)路上駐車・駐輪は、周辺の迷惑となりますのでおやめください。

○ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

[最寄のバス停]電力ビル前、商工会議所前

[地下鉄]広瀬通駅下車、西5番出口すぐ

■ 開館時間

平日/午前9時～午後10時
日祝/午前9時～午後6時

■ 4月の休館日

第2水曜日 4/11
第4水曜日 4/25



■ 編集後記

今年の桜の開花は、ちょっとゆっくりペースのようですね。震災から一年が過ぎ、サポセンでは、この一年の復興支援活動をまとめた『サポセンかわら版 統合版』と『3.11からの支援のかたち ぱれっと+まだ*これ震災特集号』を発行しました。今後の復興のまちづくりの手がかりとしてご活用ください。（スタッフ一同）

発行：仙台市市民活動サポートセンター

仙台市シニア活動支援センター

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目1-3

TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

ホームページ <http://www.sapo-sen.jp>

ブログ <http://blog.canpan.info/fukkou/>

発行日：2012年4月11日

編集：特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター

編集人：小松州子 菅野祥子 太田貴 葛西淳子

仙台市市民活動サポートセンターは、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターが仙台市の指定管理者として、管理運営を行なっています。[指定管理期間：2010年4月1日～2015年3月31日]